

ジビエハンター育成研修制度

制定

4 農 振 第 3437 号

令 和 5 年 3 月 31 日

農林水産省農村振興局長

最終改正 令和6年4月 22 日付け 6 農振第 243 号

第1章 総則

第1 目的

本制度は、農林水産業等に係る被害防止のための鳥獣の捕獲に際し、食肉に適した方法で捕獲し、食肉処理施設に搬入するまでの衛生管理に関する知識を有する捕獲従事者を育成することにより、安全なジビエ（捕獲した野生のシカ及びイノシシを利用した食肉をいう。以下同じ。）の確保等を図り、もって捕獲個体の利用率向上に資することを目的とする。

第2 定義

- 1 本制度において「ジビエハンター」とは、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、食肉に適した方法でシカ及びイノシシの捕獲から搬入までを行うための衛生管理に関する知識を有する捕獲従事者をいう。
- 2 本制度において「食肉処理施設」とは、国内において捕獲したシカ及びイノシシをジビエとして処理を行うために食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による食肉処理業の許可を受けた者が営業する施設をいう。
- 3 本制度において「ジビエハンター育成研修制度委員会」（以下「委員会」という。）とは、別に農村振興局長が定めるところにより設置するものであって、野生動物の管理・生態、捕獲技術、捕獲個体の利活用および衛生管理等に関する専門知識を有する専門家等から構成されるものをいう。
- 4 本制度において「実施機関」とは、本制度に基づく研修開催等の事務（以下「研修等の業務」という。）を行う事業者として、第4の規定により委員会が登録した法人をいう。

第3 責務及び役割

本制度において、委員会、実施機関及びジビエハンターの責務及び役割は、以下のとおりとする。

- (1) 委員会は、ジビエハンター育成研修制度の適正な運用及びその普及に努めること。
- (2) 実施機関は、適正に研修等の業務を行い、信頼性の確保に努めること。
- (3) ジビエハンターは、シカやイノシシの安全な捕獲に努め、食品としてのジビエの衛

生管理の知識等について維持向上を図ること。

第2章 実施機関

第4 登録の申請

- 1 第14の研修等を行おうとする事業者、民間団体及び地方公共団体（以下「事業者等」という。）は、委員会に実施機関の登録を申請することができる。ただし、第9の規定により登録を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない場合は、登録の申請を行うことができない。
- 2 前項の申請は、実施機関登録申請書（別記様式第1号）に、次の（1）から（4）まで（申請者が地方公共団体である場合にあっては、（2）から（4）まで）に掲げる書類を添えて、行うものとする。
 - （1）定款及び登記事項証明書
 - （2）次に掲げる事項を定めた研修実施に関する実施要領
 - ア 研修等の業務を行う区域に関する事項
 - イ 研修等の業務の実施に要する費用（手数料）に関する事項
 - ウ 研修等の業務を行う組織に関する事項
 - エ 研修等の業務の実施方法（研修講師含む）に関する事項
 - オ 修了証の交付に関する事項
 - カ アからオまでのほか研修等の業務に関し委員会が必要と認める事項
 - （3）本制度の担当者の氏名、役職名及び連絡先
 - （4）現に行っている捕獲及びジビエの衛生管理に関する業務の概要及びその実績

第5 登録の審査

- 1 委員会は、第4の規定により申請された書類の審査の結果、以下の全ての要件に適合し、研修等の業務を行う十分な能力があり適正な運営ができると認めた事業者等を実施機関として登録し、その事業者等を実施機関登録書（別記様式第2号。以下「登録書」という。）を交付する。
 - （1）研修等の業務を滞りなく行うことができる能力・体制を有していること。
 - （2）情報の機密を保護するための適切な取決め等を有すること。
 - （3）その他、委員会が必要と認めた要件を満たすこと。
- 2 委員会は、前項の審査の結果、登録を行わないときは、その旨を当該事業者等に通知する。

第6 報告

- 1 実施機関は、第14の研修を実施したときは、次に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。
 - （1）研修会開催期日
 - （2）受講人数（修了証交付人数）
 - （3）研修概要（資料）

第7 変更の届出

- 1 実施機関は、第4の2の実施機関登録申請書の記載内容に変更があったときは、実施機関名称等の変更届（別記様式第3号）に、当該変更の内容を確認できる関係書類を添えて、遅滞なく委員会に届け出なければならない。
- 2 前項の変更の内容が実施機関の名称に係るものであるときは、当該実施機関は、前項に定める書類に併せて、第5の1又は第7の3により交付された登録書を添付するものとする。
- 3 委員会は、名称の変更の届出を受けたときは、当該届出を行った実施機関に、変更後の名称を記載した登録書を交付するものとする。

第8 登録書の再交付

- 1 実施機関は、交付された登録書を紛失又はき損した場合は、登録書再交付申請書（別記様式第4号）により、遅滞なく委員会に再交付の申請をしなければならない。なお、き損した場合には、当該登録書を添付すること。
- 2 委員会は、前項の規定により再交付の申請をした実施機関に対し、登録書を再交付するものとする。
- 3 登録書の紛失により前項の規定による再交付を受けた実施機関は、紛失した登録書を発見したときは、発見した登録書を委員会に速やかに返納しなければならない。

第9 実施機関の登録の取消し

- 1 委員会は、登録した実施機関が次のいずれかに該当したときは、当該実施機関の登録を取り消すものとする。
 - （1）第10の規定による研修等の業務の廃止の届出があったとき。
 - （2）研修等の業務が適正に実施がされていないと認めたとき。
 - （3）第19の規定による報告の徴収、監査等を正当な理由なく拒んだとき又は虚偽の報告を行ったとき。
 - （4）不正な手段で登録を受けたことが判明したとき。
 - （5）登録後に登録審査基準を満たさないことが判明し、改善を求めてもなお改善がなされないとき。
 - （6）（1）から（5）までのほか実施機関の業務が適切に行われなかったことが判明し、改善を求めてもなお改善がなされないとき。
 - （7）その他委員会が登録を取り消すことが適当と認めたとき。
- 2 委員会は、前項の規定に基づいて実施機関の登録の取消しを行うときは、登録取消書（別記様式第5号）を交付する。
- 3 実施機関は、1の規定により登録を取り消されたときは、速やかに登録書を委員会に返納しなければならない。

第10 実施機関に係る業務の廃止の届出

実施機関は、研修等の業務を廃止しようとするときは、研修等の業務の廃止届（別記様式第6号）に登録書を添えて、委員会に届け出なければならない。

第 11 機密保持

実施機関は、研修等の業務に関して知り得た秘密を関係者以外に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 12 帳簿の備付け、保存

1 実施機関は、登録書を研修等の業務を行う主たる部署（事業所）において掲示するとともに、研修等の業務に関する以下の事項を記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

- (1) 研修受講者の氏名、連絡先
- (2) 研修を行った年月日とその内容

2 実施機関は、前項に規定する書類を研修実施から 3 年間、保存しなければならない。

第 3 章 研修実施

第 13 研修受講対象者

- 1 研修受講対象者は、原則として、狩猟免許を保有する捕獲従事者とする。
- 2 実施機関が地方公共団体の場合は、必要に応じて、当該地方公共団体管内の食肉処理施設に搬入する捕獲従事者のみを対象とすることができる。

第 14 研修の実施

- 1 実施機関は、委員会作成の研修テキスト及び理解度チェックを使用するとともに、第 15 の規定による研修会の講師により、研修会を実施するものとする。
- 2 実施機関は、前項に規定する研修テキストに加え、実施機関独自の研修カリキュラムを追加して研修を実施することができる。
- 3 実施機関は、原則として、委員会作成の研修テキストの内容を網羅するよう研修を実施することとするが、独自のカリキュラムが本研修のカリキュラムと重複する場合や地域的に獣種又は捕獲方法が絞られる場合等においては、該当部分を省略することができる。
- 4 研修会場は、会議室などの研修に適している場所で実施することが望ましいが、状況等を踏まえ、オンラインでの開催も可能とする。ただし、受講者の受講状況が確認できるようにすること。
- 5 1 の規定の研修テキスト及び理解度チェックは、次の方法により行うものとする。

(1) 研修テキスト

委員会は、全国統一の研修テキストを作成し、実施機関に提供する。

その研修テキストは、以下についての基礎的知識を学べるものとする。

- ①野生鳥獣による被害の現状と利活用、捕獲者の責務、アニマルウェルフェアへの配慮などの、ジビエハンターに必要な総論的な知識
- ②関係法令に関する知識
- ③捕獲から食肉処理施設に搬入するまでの衛生管理の知識
- ④捕獲個体の異常確認に関する知識

⑤食品としての衛生管理、野外感染の可能性のある疾病に関する知識

(2) 理解度チェック

委員会は、理解度チェックをカリキュラム毎に複数問作成し、実施機関に提供する。実施機関は 10 問選び、研修最後に受講できるようにする。

また、実施機関は、受講者が理解度チェックを実施後、回答及び解説の資料を配布し、理解が進むように促すものとする。なお、解説の資料の配布のみならず、講師からの解説を行うことも可能とする。

第 15 研修の講師

- 1 第 14 の研修の講師（以下「研修講師」という。）は委員会による審査、登録を受けた者のみとし、研修講師の登録を受けようとする者は、研修講師登録申請書（別記様式第 7 号）により、委員会に申請するものとする。
- 2 委員会は、前項により申請された書類の審査の結果、委員会が別に定める審査基準等を満たす場合に研修講師として登録し、申請者に対し研修講師登録書（別記様式第 8 号）を交付するとともに、農林水産省のホームページで公表する（3 で定める実施機関が推薦・申請した研修講師が公表を希望しない場合を除く。）。
- 3 実施機関は公表されている研修講師以外の者を研修講師として推薦・申請することができる。その場合は、実施機関が研修講師登録申請書（別記様式第 7 号）により、委員会に申請するものとする。なお、第 4 の実施機関の登録の申請と同時に本申請を行うことも可能とする。
- 4 委員会は 2 及び 3 で定める審査の結果、登録を行わないときは、その旨を申請者又は実施機関に通知する。
- 5 研修講師に登録された者（以下「講師登録者」という。）について登録事項に変更があった場合は、講師申請事項の変更届（別記様式第 9 号）に研修講師登録書を添えて、速やかに委員会へ届け出なければならない。
- 6 委員会は、講師登録者が制度に則って適正に研修等を実施していないと認めた場合は、研修講師の登録を取り消すものとする。講師登録者は、登録を取り消されたときは、速やかに研修講師登録書を委員会に返納しなければならない。なお、取消しの日から 3 年間は登録の申請を行うことができない。
- 7 講師登録者が、講師登録を辞退する場合は講師登録辞退届（別記様式第 10 号）に交付された研修講師登録書（別記様式第 8 号）を添えて、速やかに委員会へ届け出なければならない。

第 16 修了証の交付等

実施機関は第 14 の研修を行った場合には、その研修を受講した者に対し修了証（別記様式第 11 号）を交付する。ただし、やむを得ず交付できない場合は委員会が発行するものとする。

第 17 制度改正等についてのフォローアップ

実施機関は、関連制度の改正等があった場合には、当該改正等の内容について、過去の研修受講者等に周知することとする。

第 18 手数料

研修に係る手数料は、実施機関が別に定めるものとする。

第 4 章 雑則

第 19 報告の徴収、監査等

- 1 委員会は、研修等の業務の適切な実施を確保するため、実施機関に対し、研修等の業務に係る研修計画及び研修実績等の報告を原則として 1 年に 1 回以上求めるものとする。
- 2 委員会は、実施機関のうち民間団体等に対しては、1 年に 1 回以上、研修等の業務の状況若しくは帳簿、書類を監査する。
- 3 委員会は、必要に応じて、実施機関に対し、研修等の業務に関する指導及び必要な改善を求めることができる。

第 20 委任

この通知に定めるもののほか、研修等の実施に必要な事項は、委員会が別に定めることができるものとする。

年 月 日

ジビエハンター育成研修制度委員会 様

実施機関名
代表者

実施機関登録申請書

ジビエハンター育成研修制度の規定に基づき、下記のとおり実施機関の登録を申請します。

記

- 1 研修等の業務を行う部署（事業所等）の所在地
- 2 研修等の業務を行う部署（事業所等）の名称

※以下の書類を添付すること。

- ・定款及び登記事項証明書（地方公共団体は不要）
- ・研修実施に関する実施要領
- ・本制度の担当の氏名、役職名及び連絡先（住所、電話番号、メールアドレス）
- ・現に行っている捕獲及びジビエの衛生管理に関する業務の概要及びその実績

年 月 日

（実施機関） 様

ジビエハンター育成研修制度委員会

実施機関登録書

実施機関の登録の申請について、関係書類等を審査した結果、実施機関としての要件を満たしていると認められましたので、ジビエハンター育成研修制度の規定に基づき、下記のとおり登録します。

記

- 1 研修等の業務を行う部署（事業所等）の所在地
- 2 研修等の業務を行う部署（事業所等）の名称

年 月 日

ジビエハンター育成研修制度委員会 様

実施機関名
代表者

実施機関名称等の変更届

実施機関の登録の申請内容に変更があったので、ジビエハンター育成研修制度の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 研修等の業務を行う部署（事業所等）の所在地
- 2 研修等の業務を行う部署（事業所等）の名称
- 3 変更内容
変更事項：
変更前：
変更後：
- 4 変更年月日

※実施機関登録書に記載されている内容に変更があった場合は、実施機関登録書を添付すること。

年 月 日

ジビエハンター育成研修制度委員会 様

実施機関名
代表者

実施機関登録書再交付申請書

ジビエハンター育成研修制度の規定に基づき、下記のとおり実施機関登録書の再交付を申請します。

記

- 1 研修等の業務を行う部署（事業所等）の所在地
- 2 研修等の業務を行う部署（事業所等）の名称
- 3 実施機関登録書再交付を申請する理由

※上記3については、「実施機関登録書を紛失したため」、又は「実施機関登録書をき損したため」と記載すること。

※再交付の理由が実施機関登録書のき損である場合は、実施機関登録書を添付すること。

年 月 日

（実施機関） 様

ジビエハンター育成研修制度委員会

実施機関登録取消書

実施機関の登録について、ジビエハンター育成研修制度の規定に基づき、下記のとおり取り消します。

記

- 1 登録を取り消す研修等の業務を行う部署（事業所等）の所在地
- 2 登録を取り消す研修等の業務を行う部署（事業所等）の名称
- 3 登録年月日
- 4 登録を取り消す理由

年 月 日

ジビエハンター育成研修制度委員会 様

実施機関名
代表者

研修等の業務の廃止届

研修等の業務を廃止しますので、ジビエハンター育成研修制度の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 研修等の業務を廃止する部署（事業所等）の所在地
- 2 研修等の業務を廃止する部署（事業所等）の名称
- 3 研修等の業務を廃止する理由

※現に保有している実施機関登録書を添付すること。

年 月 日

ジビエハンター育成研修制度委員会 様

申請者名

研修講師登録申請書

ジビエハンター育成研修の講師になることを希望しますので、ジビエハンター育成研修制度の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請者の氏名
- 2 申請者の所属
- 3 申請者の連絡先
住所：
電話番号：
Mail：
- 4 講師となることを希望するカリキュラム（複数選択可）

①総論及び関係法令に関する知識
②捕獲から食肉処理施設に搬入するまでの衛生管理の知識（銃のみ・わなのみ・両方）
③捕獲個体の異常確認及び食品としての衛生管理、野外感染の可能性がある
疾病に関する知識
- 5 活動範囲希望（〇〇県内など。全国対応可能な場合、全国と記載）
- 6 農林水産省の講師リスト登録希望（実施機関から申請する場合のみ記載）

あり ・ なし

※実務経験等を証明できるものを添付すること。

※1～5については農林水産省の講師リストに記載し、ホームページで公表する。

ただし3については、住所のうちの都道府県のための公表とする。

年 月 日

（講師） 様

ジビエハンター育成研修制度委員会

研修講師登録書

研修講師の登録の申請について、関係書類等を審査した結果、研修講師としての要件を満たしていると認められましたので、ジビエハンター育成研修制度の規定に基づき、下記のとおり登録します。

記

- 1 申請者の氏名
- 2 申請者の所属
- 3 申請者の連絡先
住所：
電話番号：
Mail：
- 4 講師となることを希望するカリキュラム（複数選択可）

①総論及び関係法令に関する知識
②捕獲から食肉処理施設に搬入するまでの衛生管理の知識（銃のみ・わなのみ・両方）
③捕獲個体の異常確認及び食品としての衛生管理、野外感染の可能性がある
疾病に関する知識
- 5 活動範囲希望（〇〇県内など。全国対応可能な場合、全国と記載）
- 6 農林水産省の講師リスト登録希望（実施機関から申請する場合のみ記載）

あり ・ なし

年 月 日

ジビエハンター育成研修制度委員会 様

講師登録者名

講師申請事項の変更届

研修講師の登録の申請内容に変更があったので、ジビエハンター育成研修制度の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更内容

変更事項：

変更前：

変更後：

2 変更年月日

※研修講師登録書に記載されている内容に変更があった場合は、研修講師登録書を添付すること。

年 月 日

ジビエハンター育成研修制度委員会 様

講師登録者名

講師登録辞退届

研修講師の登録を辞退しますので、ジビエハンター育成研修制度の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 辞退する講師登録者の氏名

2 辞退する講師登録者の所属

3 辞退するカリキュラム（複数選択可）

①総論及び関係法令に関する知識

②捕獲から食肉処理施設に搬入するまでの衛生管理の知識（銃のみ・わなのみ・両方）

③捕獲個体の異常確認及び食品としての衛生管理、野外感染の可能性のある
疾病に関する知識

4 辞退する理由

※現に保有している実施機関登録書を添付すること。

ジビエハンター研修修了証明書

住所 ～～都道府県 ～～市町村

氏名

上記の者は、農林水産省ジビエハンター育成研修制度に基づく、〇〇年度ジビエハンター研修会を受講し、その課程を修了したものであることを証明します。

受講年月日 年 月 日

年 月 日

実施機関名

又は

農林水産省

ジビエハンター育成研修制度委員会